

令和 7 年度 前期
三条市立大学 聴講生 出願要項

聴講生制度とは、単位の修得を目的とせずに授業科目を聴講する制度のことです。
三条市立大学では、地域の皆様に広く学習の機会を提供するため、特定の授業科目
について、選考の上、聴講生として受講を許可します。

目次

1 履修期間	2
2 出願書類.....	2
3 出願期間.....	2
4 出願方法.....	2
5 出願書類提出先.....	2
6 選考方法.....	2
7 聴講許可の発表.....	2
8 聴講手続.....	3
9 願書等の入手方法.....	3
10 授業料	3
11 聴講が可能な科目	3
12 障がい等のある方との事前相談	3
13 その他.....	3
14 問合せ先	3

1 履修期間

前期 令和 7 年 4 月から令和 7 年 8 月末まで

2 出願書類

	出願に必要な書類	注意事項等
1	聴講申込書	科目名等の誤記入に注意してください。
2	返信用封筒	角形2号封筒に志願者の郵便番号、住所、氏名を明記してください。
3	530 円分の切手	手続きに関する書類の郵送料となります。 定形外郵便物規格内(100g 以内)180 円+簡易書留 350 円

3 出願期間

令和 7 年 2 月 10 日(月)～2 月 14 日(金)

4 出願方法

郵送又は持参により出願書類を提出してください。郵送する場合は、期限最終日 17 時必着とします。必ず簡易書留で郵送してください。持参の場合は、土日祝日を除く 9 時から 17 時までが受付時間となっています。

5 出願書類提出先

三条市立大学 Academic Affairs Unit
〒955-0091 新潟県三条市上須頃 5002 番地5

6 選考方法

書類を受理後、履修希望科目の担当教員等において書類審査により選考を行います。なお、受講者多数の場合、教室事情等により履修が許可できない場合があります。

7 聴講許可の発表

聴講を許可された方には聴講許可書及び聴講に必要な書類を、不許可の方には不許可通知書をそれぞれ送付します。聴講許可に関する電話等による問合せには一切応じません。令和 7 年 3 月 14 日(金)になっても書類が到着しない場合は、三条市立大学 Academic Affairs Unit(電話 0256-47-5120)にお問い合わせください。

8 聴講手続

聴講を許可された者は、郵送又は持参により入学手続書類を提出してください。令和 7 年 3 月 21 日(金)の 17 時必着とします。必ず簡易書留で郵送してください。持参の場合は、土日祝日を除く 9 時から 17 時までが受付時間となっています。手続期間内に手続を完了しない場合は、辞退者として取り扱います。

9 願書等の入手方法

出願書類は三条市立大学 Web サイト(<https://www.sanjo-u.ac.jp/>)からダウンロードしてください。

10 授業料

別紙をご参照ください。

11 聴講が可能な科目

聴講が可能な科目は、令和 7 年度開講科目のうち、別紙に記載したとおりです。

授業概要はシラバス検索 (https://portal.sanjo-u.ac.jp/aa_web/syllabus/se0010.aspx?me=EU&opi=mt0010) で調べることができます。

12 障がい等のある方との事前相談

障がい等のある方で修学上の配慮を必要とする可能性がある場合は、令和 7 年 1 月 31 日(金)までに三条市立大学 Academic Affairs Unit に必ず相談してください。

13 その他

- 聴講に当たって必要な氏名、住所その他の個人情報、聴講生としての学籍管理及び関連する業務を行うために利用し、他の目的では使用しません。
- 出願書類に虚偽又は不正等が判明した場合には、聴講許可後であってもこれを取り消すことがあります。
- 聴講科目の変更は認められません。

14 問合せ先

三条市立大学 Academic Affairs Unit
〒955-0091 新潟県三条市上須頃 5002 番地5
TEL 0256-47-5120
E-mail gakumu@sanjo-u.ac.jp

様式第1号(第2条関係)

聴講申込書

年 月 日

三条市立大学長 様

住 所
氏 名
生年月日 年 月 日生
最終学歴

私は、三条市立大学において、聴講生として下記の授業科目の受講を希望しますので、申し込みます。

1 受講を希望する授業科目

科目名	開講する学期及び時限	担当教員
	年度 期	
	曜日 時限	
	年度 期	
	曜日 時限	
	年度 期	
	曜日 時限	

2 受講の動機